

令和元年

寒河江市農業委員会第11回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第 1 1 回総会

日 時 令和元年 1 1 月 2 5 日 (月) 午前 9 時 0 0 分  
会 場 寒河江市役所 議会会議室

### 出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
1 0 番 奥 山 浩 二	1 1 番 菊 地 弘 美	1 2 番 渡 辺 裕 之
1 3 番 眞 木 早百合	1 4 番 新 宮 しのぶ	1 5 番 鈴 木 久 一
1 6 番 石 山 邦 一	1 7 番 菅 井 孝 一	1 8 番 木 村 三 紀

### 事務局

事 務 局 長 門 口 隆 太	事務局長補佐(兼)農地係長 日下部 靖 広
総 務 主 査 高 子 英 晴	総 務 係 長 菊 地 亮
農 地 係 主 事 国 井 茂 伸	農 地 係 主 事 稲 垣 奨

### 報告事項

- (1) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

### 議事

- (1) 議第 4 0 号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議第 4 1 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- (3) 議第 4 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第 4 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (5) 議第 4 4 号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時11分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第11回総会を開催します。

木村議長            初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は、総委員数18名中出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長            それでは、2番・猪倉通文委員、15番・鈴木久一委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（国井主事） はい、議長。

では、報告事項のほうを申し上げます。議案書の2ページをごらんください。

（報告事項朗読）

木村議長            ありがとうございます。

ただいまの報告について質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長 質問がないようですので、私から。この解約の中で順位の139番から142番まで、事前審査会の中で話し合われた結果の報告をお願いしたいと思います。

事務局（国井主事） はい、議長。

ジオンジファームさんのということですね。（「はい」の声あり）ジオンジファームさんが借りていた農地になるんですけれども、常任委員会で現地の確認などをしていた経過があるんですけれども、現場のほうは耕作されておらず、ちょっと雑草等が伸びているような状況というふうなことがあります。まして、事前審査会のほうではそういった経過があるので、まずはとりあえず現場のほうを確認しないとイケないというふうなことで、事前審査会にて委員のみなさん方と現場のほうを確認しましたところ、きれいに耕うんされておりました、雑草等がない状態にありまして、きれいな状況で地主さんのほうに帰るというような状況が確認されましたので、受理のほうをして問題ないのではないかとということで事前審査会のほうでなりましたので、このように議案の中に急遽含めたところではあります。

木村議長 ジオンジファームの件につきましては、この農業委員会でも何年か前からいろいろな話が出ておりましたので、この合意解約はちょっとおかしいんじゃないかと意見を出したところ、事前審査会では現地を確認した上で判断するというものでしたので、事前審査したわけでありまして、事務局から報告があったとおりでありますけれども、この件につきまして皆さん方からご意見ございませんか。

(「ありません」の声あり)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長 それでは早速、議事に入ります。

議第40号から議第44号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第40号「事業計画変更申請書の審議について」
- (2) 議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (3) 議第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (5) 議第44号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第40号から議第44号まで一括上程いたします。

次に、議事参与の制限ですが、議第44号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番・佐藤委員、12番・渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る11月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条新規就農案件1件を審査しました。

議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位第51番、所有権移転、新規就農の案件です。場所は、西根地区二ノ堰親水公園の北東にある樹園地の畑です。新規就農希望者の農地にかかわる申し合わせに基づき、取得農地の利用計画書、営農計画書等の書類を提出してもらっており、取得農地の利用計画書、営農計画書によると、新規就農を希望する借人は、西根在住の34歳の男性です。農業を営もうとする理由ですが、祖父が高齢でサクランボができなくなるという話になり、サクランボをなくしたくないという気持ちがあって、このたび農家として生活していくことを決めたとのことでした。今後はサクランボだけではなく、その他の果樹、桃、梨もつくっていくとのことでした。申請書及び営農計画書のとおりであれば、問題はないと判断しました。新規就農者であり、これからも見守っていく必要があると思いますので、地区審査でも十分な審査をお願いします。

以上、その他申請された案件については、全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いします。以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、休憩を10時までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前

9時21分

再開 午前

9時57分

木村議長

休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第40号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。

議第40号「事業計画変更申請書の審議について」。

(議案書順位3番朗読)

この件につきまして、13日、土屋委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。車庫建築用敷地として平成30年度に許可を出しており、備考のとおりであり、何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位3番は、土地の一部を売却することになり当初の計画を変更するもので、従前と同じく車庫建築用敷地への転用申請になっています。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可

ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第40号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第40号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」。



(議案書順位 5 2 番朗読)

この件につきまして、13日、土屋委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。この件につきましては、前より■■■■君が相対で借りている農地であり、今回正式な使用貸借権を設定したいということで申請した内容です。現場は、キュウリの栽培しているあともあり、引き続き農地として使用するというを確認して問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして、順位の53番。

(議案書順位 5 3 番朗読)

この件につきましても13日、土屋委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。現場は、先ほど申請のあった土地のところにあり、■■■■さんの畑の間にある■■■■さんの土地を■■■■さんが譲り受けて、引き続き農地として活用するというで、何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。土田です。

9ページになります。

(議案書順位 5 1 番朗読)

この件につきまして、先ほど代理からも報告ありましたように譲受人の■■■■は34歳になり、新規就農者であります。祖父のサクランボ畑を引き継ぎ、さらに加えて今回取得する桃とサクランボの園地を取得することによりまして、果樹を中心にした農業をしていく計画を出しております。今現在、朝日町のほうで研修を行っており、農業に取り組もうとしている若者であります。19日の事前審査会でも現地を確認しまして、さらに事前に西根地区の加藤委員とも面談をいたしまして、本人の意思を確認しているところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

10ページをごらんください。

(議案書順位54番朗読)

この件ですけれども、佐藤委員のあっせんによりまして13日の日、佐藤委員の道案内で奥山委員と推進委員の■■■■君で現地を確認してまいりました。場所は長岡山の営林所の下のほうにありまして、管理人の■■■■君がアンスリーファームで研修したなじみの農地なので、何ら問題なく、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。13番、眞木です。  
9ページをごらんください。

(議案書順位50番朗読)

順位50番について、11月14日、木村会長と新宮委員と現地を確認しに行きましたが、現地にたどり着くことができませんでした。貸人ほか現地のわかる方に案内をお願いしましたが、体調不良のため断られました。言葉での説明も複雑でできない、簡単な地図も書けないという理由と、今回の案件が親子間の経営移譲であるということから、事務局のほうにも相談しましたが、周囲への影響もないと思われるので問題ないだろうとなりました。つけ足しになります、時折ジュンサイをとりには来ているようだという話を伺いました。なお、地区審査でも異議ありませんでした。

以上になります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位50番から54番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第41号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。7番、土田です。

議題42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

(議案書順位5番朗読)

この件につきまして、いわゆる転用許可を受ける前に敷地等の造成をしまして、もみ殻入れの倉庫を建築した、いわゆる違反転用ではないかというような指摘を受けまして、今回

おくればせながら転用許可申請を提出した追認の案件であります。申請者は、以前にも同様の追認案件を出したことがあります。申請者は、以前にも同様の追認案件を出したことがありまして、地元の鈴木委員や加藤委員らが強く指導してきたところでありまして、今回同じように追認の案件を出してきたということは、出せばどうにでもなるだろうというような人をなめたような考え方が見え見えであります。本来なら何らかのペナルティを出しまして、建物を取り壊して農地に復元すべきところでありまして、本人も県知事宛てに経過を含めた謝罪文を添付していること、あるいは経済的なことも勘案しまして、地区審査では追認やむなしというようなことになりました。ただし、本人にはこれまで以上に強く指導、厳正なる対応をすべきであるというような意見が出たこともつけ加えておきたいと思えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

今の土田委員から報告ありましたように、この案件についてはもうことしの春から農作業小屋をつくるとわかっていながら土壇場になってやった。そして、全部農作業が終了してからこういった届け出を出したことは、私もはなはだ遺憾とおもっているところでありまして、今の土田委員が言ったように地元の農業者が非常に骨を折っていただきまして、今後こういったことが、まあ2度あったら3度はないような指導をするということでありましたので、やむを得ないのかなと思っているところでありまして。地元の農業委員さんには非常にご苦勞をかけまして大変ご苦勞さま、お疲れさまでございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐（兼）農地係長） はい、議長。

ただいま地区審査、議長のほうからも報告があったとおりでありますけれども、順位5番はもみ殻入れ倉庫建築敷地及び農業用資材置き場用敷地の追認の転用申請になっております。

この土地につきましては以前から事務局のほうでも農地法による手続を行うように指導を行ってきたところですが、既にこのような土地のようにされてしまったところですが、先月、農地法第3条に隣接地との農地の交換を行う許可案件、このたびおくれればせながら追認の転用申請を行うところでありませう。

申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、農業用施設であり代替性もなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。計画どおりであれば違反状態を解消することもあり、やむを得ないと判断いたします。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと、やむを得ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書

の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第42号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員 はい、議長。9番、佐藤です。

(議案書順位34番朗読)

この件につきまして、13日土屋委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。現地は、西寒河江駅を渡って線路沿いにある住宅地の中にある土地です。申請どおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。  
続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員 はい、議長。8番、大泉です。  
14ページをごらんください。

(議案書順位 3 5 番朗読)

この案件につきまして、13日、奥山委員と推進委員の熊坂君と一緒に現地を確認してまいりました。現地は平塩の熊野神社から中山町に向かって100メートルくらい来たところにあります、■■■■さんの宅地と農道間の土地で、平成9年に■■■■さんが新築した際、その土地が抜けておったところなので追認という形になります。また、付近の農作物に対する影響はないので、申請事由どおりであれば何ら問題なく、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位34番は、建築用作業置き場用敷地の転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく問題ないと考えます。

順位35番は、住宅建築用敷地の追認の転用申請になります。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが集落に接続して建設されるものであり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、追認の申請ではありますが



やむを得ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第43号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第44号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番・佐藤委員、12番・渡辺委員は関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第44号「農用地利用集積計画書の審議について」、17ページをお開きください。

(議案書朗読)

この園地は、現在もジェイエイファームさんが管理しております。そこへの所有権移転ということでございます。ごらんとおりジェイエイファームさんは地域の中核をなす生産法人でございますので、ジェイエイファームさんが取得というのであれば、何ら問題ないということで地区審査の結果でございます。

集計表をごらんください。

令和元年11月集積計画集計表。私、今の案件のほかに寒河江が3件あるわけでありましてけれども、寒河江地区が寒河江の住所が1件でございますので、私のほうからは寒河江のほうだけの集計を報告させていただきたいと思っております。

(議案書朗読)

西根のほうもありますけれども、済みませんけれども、西根の人、合計のほう報告よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

鈴木委員

はい、議長。7番、土田です。

同じく 17 ページ。

(議案書朗読)

譲受人については認定農家でもありまして、引き続き農地として活用する計画でもありますので、特段問題はないと考えられ、地区審査でも異議ありませんでした。

最後の集計表をお願いいたします。

(議案書朗読)

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第44号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第44号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第44号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時25分

令和元年11月25日

第11回総会 議長 木村 三紀 .....

議事録署名委員 2番委員 猪倉 通文 .....

議事録署名委員 15番委員 鈴木 久一 .....